# 監督処分情報

### 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社山根商店
主たる営業所の所在地	兵庫県神戸市
許可番号	兵庫県知事(般-5)第 117599 号
許可を受けている建設業 の種類	角军

## 2 処分に関する事項

処分年月日	令和7年2月26日
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条同項第3号該当)

## 処分の内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

### 処分の原因となった事実

株式会社山根商店は、その業務に関し、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号) 違 反により、神戸簡易裁判所において、罰金 20 万円の判決を受け、令和 6 年 3 月 29 日に その刑が確定している。

このことは建設業法28条第1項第3号の規定に該当する。